4　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第三号の厚生労働省令で定める相互の連携及び同項第四号の厚生労働省令で定める事項は別表第八のとおりとする。

（都道府県知事による確認）

第三十条の三十三の十六　法第三十条の十八の四第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、別表第八第三の項各号に掲げる機能の確保に係る体制を有することとする。　（新設）

2　法第三十条の十八の四第二項に規定する確認は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、かかりつけ医機能報告により報告された別表第八第四の項各号に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

（都道府県知事による確認結果の公表）

第三十条の三十三の十七　都道府県知事は、法第三十条の十八の四第三項の規定により、前条第二項に規定する確認を行つた結果についてインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。　（新設）

（報告事項の変更の報告）

第三十条の三十三の十八　法第三十条の十八の四第四項の規定による報告は、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により、速やかに行うものとする。　（新設）

（かかりつけ医機能報告の公表）

第三十条の三十三の十九　都道府県知事は、法第三十条の十八の四第七項において準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の四第一項及び第四項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。　（新設）

（法第三十条の十八の五第三項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の二十　法第三十条の十八の五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、在宅医療、介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者との連携その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして、都道府県が関係する市町村の参加が必要であると認めるものとする。　（新設）

第四章の三　（略）

第三十条の三十三の二十一～**第三十条の三十三の二十五**　（略）

別表第一　（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項（1）については助産所を除く。）

（1）～（3）　（略）

（4）　車椅子、杖等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

（5）　（略）

ロ～ニ　（略）

四　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

（1）～（14）　（略）

第四章の三　（略）

第三十条の三十三の十五～**第三十条の三十三の十九**　（略）

別表第一　（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項（1）については助産所を除く。）

（1）～（3）　（略）

（4）　車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

（5）　（略）

ロ～ニ　（略）

四　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

（1）～（14）　（略）